

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新潟県西蒲原郡弥彦村

### 2 構造改革特別区域の名称

やひこワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

新潟県西蒲原郡弥彦村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 弥彦村の概要

弥彦村（以下、「本村」という。）は、古く神代(かみよ)の時代、天照大神(あまてらすおおみかみ)の曾孫の天香山命(あめのかごやまのみこと)が日本海を渡り、弥彦山西側にあたる野積海岸(現長岡市)に上陸され、住民に海水から塩を作る方法や網や釣針を使った漁法を教え、その後この弥彦の地に鎮座され農耕技術など様々な産業の基礎を授けたと伝えられています。

命の去った後も、その子孫六代にわたって越後文化の基礎が作り上げられていったことから、天香山命をご祭神としている越後一の宮「彌彦神社」は、万葉の昔から「おやひこさま」の愛称で広く民衆から愛され、崇拝されてきました。故に弥彦村は「越後文化発祥の地」と言われ、彌彦神社の門前町として、また北国街道の宿場町として人々が行きかい、賑わいのある町として栄えてきました。

明治維新後に出雲崎民政局の支配となり、明治12年郡区改正により西蒲原郡に属し、明治34年11月1日には弥彦村・桜井郷村・矢作村の三村が合併して新生「弥彦村」が誕生し、以後今日に至るまでほとんどその形を変えることなく100余年が経過しています。

近年は、交通網の発達により時間・距離も大幅に短縮され、立地条件にも恵まれて県内はもとより首都圏・関西方面との結びつきもより強くなり、新潟県内屈指の観光地となっています。

本村は独自の歴史的・文化的背景を基に、個性ある村づくりに励むとともに、調和のとれた地域社会の創造と発展をめざしています。

#### (2) 位置

本村は、新潟県のほぼ中央部の日本海側に位置し、西は霊峰弥彦山(634m)を隔てて新潟市・長岡市と接し、東南は燕市、北は新潟市とそれぞれ肥沃な穀倉地帯を隔てて隣接しています。

弥彦山を隔てて日本海に臨み、西川の左岸に沿い西方一帯の地は山岳平行し南北に走り、東方は平原地帯が多く、平野部に最高 47m の井田丘陵が南北に細長く緩やかに延び、高低の方向は西方から東方に次第に傾斜しています。

面積 25.17 km<sup>2</sup>（南北 6.92km・東西 5.94km）、北緯 37 度 42 分、東経 138 度 50 分

### （3）気候

本村は東西に 5.94km、南北に 6.92km とほぼ正方形であり、西方に弥彦山脈をかかえています。低山脈であり地形からくる気象の特徴はあまり見られなく、梅雨期から夏にかけての降水量が多いだけでなく、冬も雪や雨として降水量の多い典型的な日本海気候を呈しています。

気温：9 年間の平均気温は 12.8℃で、平均最高気温 35.5℃、平均最低気温 -5.2℃で気温較差は 40.7℃あります。寒期気温で氷点下となる日は少なく、新潟県の高温暖域にあるため山沿地方と比べるとかなり穏やかです。8 月頃によくフェーン現象が発生し、熱帯夜の続く日がしばしばあります。

降水量：梅雨期と冬季で年間降水量の約 3 分に 1 となり、とくに梅雨期に集中していますが、台風の来襲する 9 月頃に年間最大降水量を記録することもあります。

雪：降雪日数・降雪量の多い県内にあつて、本村は降雪日数・降雪量とも比較的少なく、したがって積雪日数や積雪量も少ない。降雪があるものの消雪が早く降雪累計と積雪累計はほぼ同一です。初積雪は平年 12 月下旬頃からで 3 月中旬には消雪します。

風：冬季間を除いては一般的に風は弱く、主な風向は南又は南西の方向が多い。晩秋から冬季にかけて季節風の吹き出しによる、通称“弥彦おろし”と称される北西又は西北西の風が多いです。

### （4）人口

本村の人口推移は、宅地造成の推進や道路等の交通網の整備が進み昭和 50 年代から転入者が転出者を上回り微増傾向にありました。

人口移動調査による人口動態の推移から見る本村の人口は、平成 22 年（2010 年）の 8,789 人をピークに下降を続け、平成 30 年度末では 8,104 人となりました。平成の大合併時にも合併せずに今日まで来ましたが、近年の社会経済状況では、人口の増加を図っていくことは非常に難しいところです。

今後も道路整備、公共下水道等インフラ整備、乳幼児や高齢者福祉対策など生活に密着した事業への公共投資を図り、安心して暮せる魅力ある住環境の整備に努めて行くこととしています。

## (5) 産業

本村の産業は農業が中心を成し、昭和 30 年代後半から始まった高度経済成長政策により、企業誘致による鉄鋼、弱電の進出、農業の副業として発生した燕市中心の洋食器などの下請け工場の伸びなど産業構造は大きく変化しましたが、農業が本村の基幹産業に変わりなく、稲作を軸としながらも生産基盤、土地基盤整備を組み合わせた複合営農の推進、特に特産品である「枝豆」を中心に生産性の高い都市近郊型農業を図っています。

また、観光産業として越後一の宮「彌彦神社」を中心とした史跡、弥彦山に代表される自然環境や温泉等に恵まれ、国内唯一の村営競輪場を有し、さらに高速交通体系の整備、余暇時間の増大、並びにモータリゼーションの発展などがあいまって、通年での一定の集客が見込めます。観光、レクリエーションの需要の増大が予想される中で広域観光ルートの確立を図るとともに、歴史文化・緑と自然環境の整った弥彦の魅力をセールスポイントとしながら、広域観光を推進しています。

地域別でみる産業構造は、村の基幹産業となる観光関連業は弥彦地域が中心で、観光客入込みの対象は彌彦神社、弥彦山、弥彦温泉（湯神社温泉・桜井郷温泉）、弥彦燈籠まつり、弥彦菊まつりのほか、弥彦公園をはじめとする自然や文化財、季節毎の行事が主となっていますが、近年は“通過型観光地”傾向にあり、滞留機能の早期整備が課題となっています。さらに最盛期には最大で 27 軒あったホテル・旅館等が、現在では 11 軒と大幅に減少し、地域内の環境が大きく変わったことでサービス業関連の法人税は最盛期の 15%程度まで落ち込んでいます。

商業においては矢作地域に集約されていますが、近隣市町の大型商業施設への購買力流出が続いており、村内の商業経営は厳しい環境であることから、今後、定住環境整備に不可欠な、身近な商業サービス業を確保していく必要が求められています。

工業においても矢作地域に集約されていますが、従来からの弥彦村工業団地に加え、「農村地域工業等導入促進法」に基づいた弥彦村大戸企業団地への企業立地が進み、雇用の場を拡大してきました。しかし、事業形態は“個人企業”が全体の約半数を占めるほか、従業員数が「10 人以下」の企業が全体の 9 割にのぼります。特に金属関連の下請け企業が多く、景気の動向に大きく左右され、近年は事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向にあり、人材不足・後継者難で、技術、技能の継承が課題であり、厳しい経営状況にあります。

建設業においては全ての地域に点在しておりますが、現在、排水河川の整備や急傾斜地等の災害対策も進み、安全環境は増しているものの、地震・水害等、近年頻発する予期せぬ大規模災害が発生した際、インフラ、住宅等の復旧工事、除雪作業などの暮らしを守るには欠かせない産業であり、地元業者の経営維持は極めて重要であると考えますが、建設業でも人材不足・後継者難は課題であり、経営状況は厳しいままです。

農業においては麓地域と矢作地域が主となりますが、観光と並び、本村では重要な基幹産業と位置付けられており、中でも地元農家生産のコシヒカリで、農薬・化学肥料を50%以上減らして生産している特別栽培米“伊彌彦米”は平成28年産からブランド化し、ふるさと納税の返礼品として好評を得ており、今後も需要の拡大が望めますが、他の業種と同じく後継者難は課題であり、且つ経営者の高齢化が年々進んでいることで、生産者の不安に拍車をかけています。

また、昭和45年からの農用地開発事業によりぶどう栽培も盛んに行われていましたが、現在は後継者難により当時の1/5程の規模にまで縮小され、食用ぶどうとして巨峰・キャンベル・マスカット・デラウェア等が栽培されている。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本村の人口が減少していく中で、高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少等と今後も人口構造の変化は進み、地域のコミュニティ機能の低下が危惧されています。観光と同様、もう一つの基幹産業とされる農業でも就農者の高齢化が進み、担い手不足、遊休農地の増加問題も挙げられてきています。

規制の特例措置を講じることによって、地域資源を活用した新たな産業を創出し、体験・交流をテーマとした事業を展開していくことによって雇用の創出、交流人口の増加を図りながら地域の活性化、産業別の振興を推進していくことが必要であると考えます。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本村には、現在1件もワイナリーはありませんが、隣接する新潟市のワイナリー社の関係者から本村の地形・気候から栽培されるブドウから高品質なワインの醸造が期待されるとの評価をいただき、将来ワイナリーの建設を見据え、植栽を開始しました。

また、昭和45年頃から国の「開発パイロット事業」により開拓された“ぶどう畑”群も、現在担い手不足等により面積の半数近くが遊休農地化してきていることから、特例措置の活用により、ワインぶどう栽培地としての知名度の確立とワイナリーにおける雇用や就労の創出に繋げることで、観光における集客はもとより移住者（転入）の増加も見込まれる。

ぶどうの他にも“いちご”や“西洋なし（ル・レクチェ）”を栽培している農家もあることから、それらを原料とした果実酒やリキュールの製造も可能で、付加価値の向上と新しいビジネスを求めている企業進出も期待される。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、果実酒やリキュールの製造が小規模な施設でも可能となることから、多様な小規模ワイナリーの参入を促し、相乗効果によるぶどう栽培・ぶどう生産の規模拡大によって耕作放棄地の解消に繋げ、農業と観光との連携による

交流人口の増加等、地域全体の活性化を目標とする。

加えて、廃業となったホテル・旅館等のリノベーション活用により、小規模ワイナリーの建設や移住者（転入）による住居の活用・再生が期待できる。

#### 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

最初に予定しているワイナリーは、旧保育園施設のリノベーション活用を見込んでおり、最大の観光資源である「彌彦神社」から「JR 弥彦駅」までの観光ルート上に位置している。観光客の滞在時間が長くなることで多大な経済効果が期待できる。

具体的には次のとおりである。

##### (1) “やひこ”の知名度向上

特別区域であるということをもPRすることで、ワインぶどう栽培適地としても新たに知名度を確立し、村外県外からぶどう栽培に意欲のある就農者を集めることができ、ワインを通して“やひこブランド”の創設が期待できる。

##### (2) 農業振興と担い手の発掘

現在、担い手不足等により面積の半数近くが遊休農地化してきている、国の「開発パイロット事業（昭和45年頃から）」により開拓された“ぶどう畑”の荒廃地の解消、新たな地域特産物の創設や雇用の創出による担い手の育成に繋げる。

また、醸造施設の他に農家レストラン等が整備される際には、地産地消の推進が図られ、村内農家の生産力向上や所得の向上によって経済の安定化を図ることができる。

##### (3) 交流人口・移住者の拡大

ワイン用ぶどうの収穫体験や醸造体験等の体験型観光メニューを創設することで、新たな観光客の集客、インバウンドも視野に入れたルートの拡大が期待できる。

また、ワイナリーが複数設置・整備された時には、隣接する新潟市のワイナリー巡りも可能となり、広域連携観光の拡幅も期待できる。

##### (4) 企業の誘致

ワインぶどう栽培適地として認知された際には、ワイン関連に興味を示す企業の進出も期待でき、雇用の創出、雇用の場を求める移住者（転入）によって人口の増加に繋げることができる。

#### 《特産酒類の製造目標》

区 分	令和元年	令和2年	令和5年
特産酒類製造事業者数		1件	2件
特産果実酒製造量		2 KL以上	4 KL以上
特産リキュール製造量			1 KL以上

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどうの他、いちごや西洋なし又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者。

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

新潟県西蒲原郡弥彦村の全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売等を通じて、地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

構造改革特別区域内において、本村が地域の特産物として指定した果実（ぶどうの他、いちごや西洋なし又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒は2キロリットルに、リキュールは1キロリットルに引き下げられ、酒類製造免許を受けることが可能となり、創業間もない者でも負担が軽減される。

これは、ワインを作るためには大きな初期投資が必要であり、特区の認定により負担を軽減できることで、小規模事業者にとってワイン造りに挑戦しやすい環境を整えることに繋がります。また、まずは小さくスタートし、創意工夫を重ねながら大きく

していくという計画も立て易くなり、ワイン業界の底上げ、レベルアップに繋がるものと考えます。

その結果、地域の資源を有効活用した新たな特産品等を生み出すとともに、自然と調和した地域独自の事業を展開することができ、交流人口が増加し、定住人口の増加に繋がり、地域の活性化が期待できるものと考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査・調査の対象とされることから、本村では無免許製造を阻止するために、制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法上の規定に違反せぬよう徹底した指導及び支援を行います。